

条例改正及び次期構想の再検討

基本理念2「木材資源の循環利用が可能な森づくり」

- 令和7年度第1回森づくり委員会において、基本理念2「木材資源の循環利用が可能な森づくり」に係る条例の改正案を提示したが、100年先を見据えた長期的視点で再検討した結果、**改正案を撤回**するとともに、**次期構想案を再提示**する。

条 例

現在の条文（条例第3条（2））

林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、**木材資源の循環利用が可能な森づくり**を推進すること

前回の条例改正案

概要：木材資源の循環利用は皆伐再造林を連想させるため、条例を改正したい

- 木材資源の循環利用**とは、「木を伐る → 材として使う → 燃料として燃やす - (CO₂を排出) → CO₂の一部を使って木が成長」(図1)
- しかし近年では森林資源の循環利用と混同され(図2)、**皆伐再造林を連想**

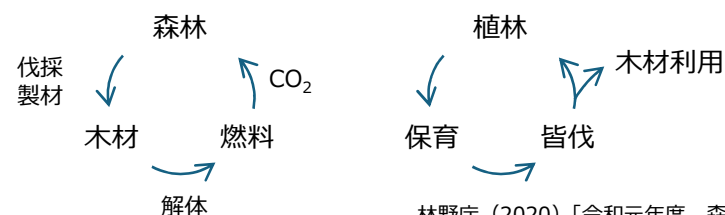


図1 木材資源の循環利用の模式図

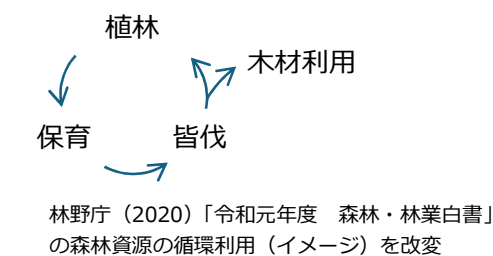


図2 森林資源の循環利用の模式図

- 皆伐再造林は公益的機能の低下や再造林コスト等の課題があり、現状としては推奨しない**
⇒ 「木材資源の循環利用が可能な森づくり」という文言を「森林資源の価値を高める森づくり」に変更したいと提案

改正案を撤回する理由

- 皆伐再造林は若い林齢の森林を確保し、長期的には林業・木材産業の健全な発展に必要なため**
- ただし次期構想には、引き続き**皆伐再造林を積極的には推奨しない**旨を記載

次期構想案

- 引き続き**皆伐再造林を積極的には推奨しない**
- その他、令和7年度第1回とよた森づくり委員会で提案した事項は維持

現行	改正案(R7第1回)	改正案(今回)
2 森林管理の基本方針 (4)木材生産林における主伐(p15) 皆伐再造林を非推奨 3 木材の循環利用のための長期の指針(p18) (1)木材資源の動向 (2)循環利用のための長期の指針 4 森林の把握(p19) 5 地域材の利用拡大(p19) (1)加工流通体制の構築 (2)利用拡大の推進 (3)市民理解の促進 (4)公共建築物等での木材利用の推進 6 林業用路網の整備(p20)	3 森林資源の有効活用のための長期の指針 (1)豊田市の木材生産と流通の現状 (2)木材生産の基本的事項 ア 森林保全に配慮した林業の浸透(保全ルール) イ 安定的な原木生産体制の確立 ・市内原木生産 ・供給体制の安定化 ・生産システム ・データ整備 ・路網整備 (3)豊田市産材活用の基本的事項 ・市内・流域内での利用喚起 ・豊田市産材の認知向上 ・中間支援体制の強化 ・ 建築以外での活用促進 ・ 新たな活用をする人材の発掘 ・ 流域への展開 ・建築物等への木材利用	2 森林管理の基本方針 (4)木材生産林における主伐 皆伐再造林を非推奨 3 木材の循環利用のための長期の指針 (1)豊田市の木材生産と流通の現状 (2)循環利用のための長期の指針 (3)木材生産の基本的事項 ア 森林保全に配慮した林業の浸透(保全ルール) イ 安定的な原木生産体制の確立 ・市内原木生産 ・供給体制の安定化 ・生産システム ・データ整備 ・路網整備 (4)豊田市産材活用の基本的事項 ・市内・流域内での利用喚起 ・豊田市産材の認知向上 ・中間支援体制の強化 ・ 建築以外での活用促進 ・ 新たな活用をする人材の発掘 ・ 流域への展開 ・建築物等への木材利用

太字は現行の構想からの主要な変更点

今後の委員会のスケジュール

↓ 今回の委員会						
年度	R8			R9		
月	7	10	2	7	10	2
委員会	第1回	2	3	1	2	3
構想	方向性		素案	本文案		
	理念3,4	理念3				
計画	具体的施策		素案	本文案		
	理念1	理念2~4				

パブリックコメント
議会

策定